

## (報告) 太陽電池発電設備に係る電気主任技術者の外部委託範囲の検討について

平成24年12月4日  
商務流通保安グループ  
電力安全課

## 1. 背景

電気事業法においては、一定規模以下の自家用電気工作物の設置者につき、一定の要件を有する者又は法人に、その自家用電気工作物に関する保安管理業務の外部委託を認める制度を設けている。

このうち、太陽電池発電設備については、1000kW未満までの範囲において、一定の要件（点検頻度等）を満たすものについては、電気主任技術者の外部委託を認めている。

一方で、太陽電池発電設備については、その導入拡大を背景に、電気主任技術者の外部委託範囲について、当該規制の緩和を求める要望があり、本年4月3日に閣議決定された、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」の中で、「太陽電池発電設備に係る電気主任技術者の不選任承認範囲について、2000kW未満への引上げ可能性について検討し、技術動向や安全性の状況を踏まえて見直しを行う。」としている。また、その実施時期については、「平成24年度検討・結論、結論を得次第措置」としている。

## 2. 検討の進め方

- ・これまで、太陽電池発電設備に係る工事計画届出義務等に関する検討や小型発電設備規制検討WGで採用した検討の手順を活用し、対象設備のリスクと規制改正の影響を踏まえた技術的な検討を行う。
- ・具体的には、まず、太陽光発電を含む発電設備について、事業者等からの技術や安全面の情報を収集する。
- ・これらの情報を踏まえて、専門家による技術面での検討を行う。
- ・検討の結果を、電力安全小委員会に報告する。
- ・その後、必要に応じ省令改正。

## 3. 検討のスケジュール

平成25年1月末まで	専門家による技術面での検討
3月末まで	検討の結果を電力安全小委員会に報告
6月末まで	必要な場合には省令改正